

2019年8月30日

お客さま各位

株式会社イー・ファルコン

消費税改正の対応と適性検査利用料の件数締日変更に関するお知らせ

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

1. 2019年10月の消費税率引き上げに伴う、弊社の消費税の取扱につきましてご案内申し上げます。

- ① 2019年10月1日以前にご発注および役務の提供（実際のご利用）が開始されている分について旧税率8%と新税率10%の差額2%のご請求はございません。

この対象となる2019年10月1日以降に役務の提供があるもの

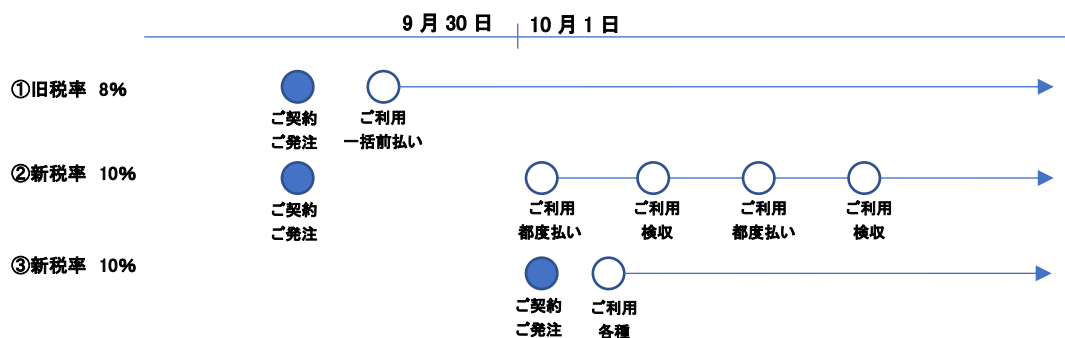
- 適性検査 eF-1G の年間基本料金
- 適性検査利用料のうち一定件数を前払いにてお買い上げ頂き未消化となっている利用分

- ② 2019年10月1日以前にご発注があっても役務の提供（実際のご利用など）が2019年10月1日以降に発生する分についてはお見積り、ご発注時には旧税率8%となっても、**新税率10%**でのご請求になります。

この対象となる2019年10月1日以降に役務の提供があるもの

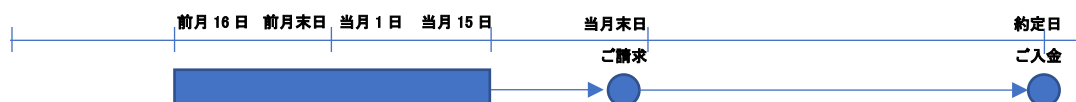
- 適性検査 eF-1G の年間基本料金（2019年10月1日以降にご利用が開始されるもの）
- 2019年10月1日以降にご利用頂いた適性検査利用料（前述の前払い未消化分を除く）
- 分析など業務受託や研修など2019年10月1日以降に納品、報告や実施の検取分

- ③ 2019年10月1日以降の新規ご発注につきましては、**全て新税率10%**が適応されます。



2. この度の消費税改正に合わせまして、適性検査ご利用件数の締日を毎月 15 日から毎月末日に変更させていただきます。2019 年 10 月のご請求分につきましては、9 月 16 日から 9 月 30 日までの分を 10 月月初に、以降、毎月 1 日から末日までのご利用分を当月末日付けにてご請求申し上げます。

《これまでの締日とご請求》



《今後の締日とご請求》



お客さまには大変なお手数をおかけすることとなり、誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

【お問い合わせ先】

- ・ 消費税改正に関するお問い合わせ全般 管理運用部経理担当者
- ・ 個別の契約・請求に関するお問い合わせ お客さまの営業担当者